

フランスのEDC政策

—一つの冷戦外交—

目次

- 一 ドイツ再軍備問題の登場
- 一 ドイツ再軍備の背景
- 二 ドイツ再軍備の公式登場
- 二 EDCへの道
- 一 プレバン・プラン
- 二 東側の反応
- 三 EDC条約の調印
- 三 EDCの挫折
- 一 フランスのEDC外交
- 二 EDCと東西関係
- 四 あとがき

フランスのEDC政策 (藤木)

藤 木 登

まえがき

この論文は「ヨーロッパ防衛共同体」(European Defense Community: EDC)に関するフランスの政策を主として対象としたものである。EDCは朝鮮戦争のインパクトによるアメリカの西ドイツ再軍備案の対案として、フランス政府が時の首相の名を冠して出したプレバン・プランによって示されたヨーロッパ軍である。このヨーロッパ軍はEDCを設立する条約をフランス議会在否決したことによって結局地上に姿を見せなかった。

しかしEDC条約の登場から否決までの過程は国際関係の研究対象として興味をそそるものである。なぜならこの過程は最緊張期の東西関係、米西欧関係、ヨーロッパ統一、そして歴史的な仏独対立をすべて含み込んでいるからである。これらの事実がEDCの運命に関与した。

戦後の国際関係は冷戦史といっても過言ではないであろう。そして「冷戦」と総称されているものは結局個々の歴史的事実である。フランスのEDC政策も冷戦の一構成部分である。冷戦とはもっぱら東西関係だけではなく、同じブロック内の諸国家間の関係及びそれらの国の国内政治を含んだ構造である。^①

この論文はいわゆる「冷戦」を対象としたものではない。しかしフランスのEDC政策は冷戦の一構成部分であるかぎりにおいて、冷戦外交といえる。この意味でフランスのEDC政策という小さい穴から冷戦の一側面に光があてられていれば幸いである。

(1) EDCをめぐるフランス国内における論争については、筆者の「フランスにおけるEDC論争」(関西外交史研究会『現代外交の理論と歴史』、有信堂、一九七一年)において扱っている。

一 ドイツ再軍備問題の登場

一 ドイツ再軍備の背景

朝鮮戦争の勃発がドイツ再軍備問題を国際場面に劇的に登場させた。しかしこの戦争はその登場の原因であるよりも、むしろ動機にすぎない。ドイツ再軍備は戦後の歴史の全過程の一つの帰結であり、したがってある人々にとっては、それは一つの必然と思われた。ドイツにおける西側三占領地区の統合、四カ国のベルリン管理会議の機能停止、東西両ドイツ国家の成立などにより、東西ドイツはそれぞれのブロックに引き入れられていた。要するにポツダム会談の創造的前進でなく分裂的退行によりドイツ問題が未完の解決をされた以上、東西両ドイツを互いに相手から防衛しなければならなくなったことは明白であった。アメリカにとって西ドイツを防衛する以上、西ドイツの人的、物的資源の利用を考えるのは全く容易であった。つまり西ドイツの西側ブロック加入―西ドイツ防衛―「前進戦略(forward strategy)」(ライオンよりエルベへ)―西ドイツの防衛への寄与―ドイツ再軍備はアメリカにとっては論理的必然であった^①。この「前進戦略」は朝鮮戦争以前にすでにアメリカの軍部によって主張されていた。このための地上部隊をどこに求めるかが問題であった。アメリカは当然西ドイツを考えた。この徴候は一九五〇年の前半に多く現われていた^②。

アメリカにとってはドイツへの恐怖はもとも大きくなかった。一九四四年一月「ドイツとの平和条約はベルサイユ

条約よりきびしくすべきであるか」という質問に、アメリカ人の七六%が「イエス」と答えているが、これはドイツへの恐怖よりもむしろ国際的無法者であるナチ・ドイツへの嫌悪から来ていると考えるほうが自然であろう。しかしヨーロッパ諸国の人々は真にドイツを恐れていた。かれらはナチ・ドイツと戦後のドイツをイギリス人やとくにアメリカ人ほどうまく區別出来なかつた。⁴二度の大戦をドイツと戦ったイギリスがドイツに敵意をあまり抱いていないことは歴史的理由と同時に、戦後の東西対立と大いに関係がある。イギリス人もドイツを恐れてはいたがソ連という別の恐怖が大きくなるにつれて、ドイツへの恐怖はたやすく軽減したようである。アメリカではこのことはもつと容易に行なわれた。ドイツへの反感にはもともと現実性がなかつたので、より現実的と思われたソ連の恐怖に直面して全く抵抗なくドイツへの反感はうすれた。現実には観念的の反感を容易に変化させた。

ヨーロッパ大陸の人々にとってはこの関係が逆だった。ある意味でかれらの現実にはドイツであり、観念はソ連であった。たとえばフランスでは一九四六年一二月に、ドイツが民主国家になるだろうと答えた人は一〇%であるのに対して、新たな戦争を始める好戦的国家になるだろうと答えた人は六三%であった。⁵一九五四年七月においても、ドイツ人は深く戦争を好むと考える人は五一%〔否〕二九%〕であった。⁶

大戦の終結以前にはイギリスもアメリカもドイツに反感を持ち、懲罰的態度をとっていた。だがフランス人は終戦時にはすでにベルサイユ条約のたどった運命を思い起こしていた。フランス人の八二%は、一九四五年のドイツ降伏において、アメリカ人がドイツを十分にはきびしく扱わないつもりである〔十分きびしい〕は九%〕と回答していた。⁷

アメリカそしてより少ない程度においてイギリスもドイツへの懲罰的政策と対ソ政策との置換はたやすく行なわれた。ヨーロッパでは一方が大きくなれば一方が小さくなるというように単純にいかなかった。そしてこの問題に最も悩

んだのがフランスであった。なぜならベネルックス三国にとってはドイツへの恐怖がいかに強かったにしても、それは宿命的とも思われる一つの与件であった。それゆえ米英に頼るか、あるいは西ヨーロッパの大国フランスに頼る以外に、ドイツの恐怖からのがれる方法はなかった。

フランスが西ドイツの西側ブロックへの加入を承認（このこと自体がフランス国内政治の一つの問題ではあった。）した以上西ドイツを誰の手によるにせよ、防衛しなければならぬことは明白である。事実「前進戦略」を要求したのはフランスであった。東側からの攻撃をエルベではなくラインで受け止めることはフランスにとって背水の陣を意味するし、なによりも西ドイツが西側にあることの意義がなくなってしまう。フランスは西ドイツに軍隊を駐留していたが、これは対西ドイツ用としてであって、東からの攻撃に対して全然役に立つほどのものではないし、又役に立てようとも思わなかった。フランス政府が自国の軍隊で西ドイツを防衛することは世論が許さなかった。憎悪し脅威を持っている国をなぜ自国の軍隊で守ってやらねばならないのか。

フランスとアメリカの政策は西ドイツの西側編入↓「前進戦略」のところまでは一致していた。だがこれが必然的に引き起こすドイツ防衛の方法については全く異っていた。フランスはそれをアメリカ軍が主として引き受け、西ヨーロッパ諸国の軍隊が協力すべきであると考えていた。そしてこの西ヨーロッパ諸国には西ドイツは絶対に含まれてはならない。これはフランスにとっては至上のものであった。ソ連の力とその意図を恐れ、そのためにドイツへの懲罰的政策を速かに捨て去っていたアメリカは西ドイツの防衛に西ドイツ自体が寄与することは当然と考えた。アメリカの世論も何ら自国防衛に努力しない西ドイツの防衛に自国政府が深くコミットすることを許さないだろう。

このように両国の考えの差は朝鮮戦争以前にすではっきりとしていた。だがアメリカ政府はドイツの西ヨーロッパ

防衛への寄与の具体化の明確な時間計画は持っていなかった。すでに西ドイツの経済面での制度はほとんど徹廃されており、残るのは軍事面での制限だけであるという意味では目前の問題であり、軍事は他のこととは異なるという意味では将来の問題であった。西ドイツの再軍備禁止についての米英仏三国の処置はくり返しとられていた。一九四九年九月の「占領規定」、十一月のペーターズバーグ協定はいずれも西ドイツのいかなる種類の軍事力の建設も禁止していた。これはフランスをはじめとする西ヨーロッパ諸国の意見の反映であった。アメリカは、これらの反対を押し切ってまでも西ドイツの再軍備を公式に提案するつもりはなかった。^⑩

二 ドイツ再軍備の公式登場

朝鮮戦争が起こったのは前述のような状況においてであった。この戦争があらゆる国に程度の差はあれ一種の衝撃を与えたことは明らかであった。ある国々では一時的パニックがおそい、第三次大戦を考えた人々もいた。^⑪ 朝鮮とドイツの類似した状況を比較することも不自然ではなかった。^⑫

アメリカは即時にこの戦争への介入を決意した以上人的、物的資源の動員を必要とした。アメリカがその世界政治における地位からとにかく何らかの急速な決断をすることをよぎなくされたのに対して、概して西ヨーロッパ諸国はその衝撃にもかかわらず、急速な具体的決断をするのに慎重であった。西ヨーロッパ諸国の外交行動は戦争から直接にはなく、戦争に対するアメリカ外交行動からより多くの影響を受けたようである。

フランスでは朝鮮戦争の前後三週間、内閣が存在しなかった。七月十二日に成立した内閣の首相ルネ・プレバン (René Pleven) はアメリカの要求する軍備増強に軽々しくのり出すつもりはなく、フランス経済を不均衡にしなく、まださげられなくはない「バターと大砲」との選択をしないという望みを宣言した。^⑬ 実際 NATO は健全な経済というわく内での

軍備増強を計画していた。ヨーロッパ諸国がこの原則を逸脱することなく、アメリカの要求を満足することは不可能と
いうのが現実であった。そしてこの原則が破られた時からそれらの国々は国内政治に最もやっかいな紛争を抱え込むこ
とになった。すなわち財政問題それに関連する租税問題である。どの階級・階層から税金を従来より多くとり、軍備増
強に当てるのか。その軍隊で何から何を守るのか。

アメリカの朝鮮へのコミットメントはヨーロッパ防衛の問題を同時に引き起こした。経済援助より軍事援助に重点が
移り、その時間計画は早められた¹⁴。ヨーロッパ諸国はアメリカの軍事援助に対応して、自国の軍備増強をしなければな
らなかった。ヨーロッパ諸国政府にとってアメリカのヨーロッパへの存在が基本的前提である以上、アメリカの要求を
全面的に拒否することは出来なかった。問題はアメリカの要求をどこまで満たし、なおかつ国内の諸要求にどこまでこた
えるかであった。ここにヨーロッパ諸国とアメリカの不一致の一つの種がまかれた。

朝鮮戦争はさらにドイツ再軍備問題を登場させることにより、大きな複雑性と困難をヨーロッパに与えた。アメリカ
にとつてはヨーロッパ諸国の軍備増強、ドイツ再軍備は以前から考えられていたことであつた¹⁵。この点からすれば朝鮮
戦争はアメリカがこの方向を一軌に押し進める契機であつた。フランス人には以前からのアメリカの要求と朝鮮戦争勃
発のタイミングがうまく合っているように思われた。これがフランスの時の国防相モック(Jules Moch)と蔵相ペッチュ
(Maurice Petsche)が北朝鮮はペンタゴンにより、フランスのドイツ再軍備への抵抗を打ちくたくために、挑発された
のではないかと考えた背景である¹⁶。

一九五〇年七月から八月にかけては五カ国(フランス、イギリス、ベネルックス三国)あるいはNATO諸国で軍備増強
についての一連の会議が行なわれた。トルーマン大統領は共同防衛のためになすことの出来る努力の範囲についての覚

書の提出を各国に要求していた。各国は自国の軍備増強に努力する一方、一様により一その援助をアメリカに要求した。フランスは自国の経済的、社会的困難を強調し、西欧諸国の国内的分裂は外部からの攻撃と同じくらい危険であることに注意を喚起していた。¹⁷

アメリカは朝鮮戦争以前においてヨーロッパにおける地上部隊の不足を感じており、さらに今度は朝鮮に兵員及び物資を投入する必要がある以上、ヨーロッパ諸国からの援助要求に十分に応ずることは困難であった。とくにヨーロッパへの軍隊の増強については、国内世論の面からも困難であった。アメリカは何らかの決断をせまられた。ここでついにドイツ再軍備政策を公式に持ち出したのである。これは駐独米高等弁務官マックロイ (John J. McCloy) が七月二三日から数回にわたって言及し、ついで國務長官アチソン (Dean Acheson) が八月二二日に声明した。この間再三延期されており同日開催されたNATO外相代理委員会は三六師団の増強 (フランス一八〇一九師団) の必要性と、ドイツ師団の創設と、そのヨーロッパ防衛軍への編入の可能性を表明した。アチソン声明はこれに合わせたと思われる。フランスは軍備増強のための財政のプールとヨーロッパ米英駐留軍の増加を要求したが問題にされなかった。イギリスがプールに反対し、米英ともヨーロッパへの軍隊の増加に消極的だった。フランスはヨーロッパにおいて米英軍の歩兵となることに物的、精神的理由から反対していた。総じて米英仏の軍備増強についての考えの差異はかなり大きく、このことがアメリカをしてフランスとの納得のいく合意をだんだんと放棄させることになった。¹⁸

このような状況のもとで米英仏三国外相会議とNATO理事会がニューヨークおよびワシントンで開催された。フランスはアメリカの種々の言動から、アメリカがドイツ再軍備問題を持ち出すことを予想しており、これに対してプレバン外相、シューマン (Robert Schuman) 外相ともはげしく反対していた。²⁰

トルーマン大統領は三国外相会議開催の前日の九月十一日にヨーロッパは六〇個師団必要であり、そのうち十個師団はドイツ軍となるであろうと声明していた。米仏間の政策の距離は明らかであった。翌日の外相会議においてアチソン国務長官は公式にドイツ再軍備を提案した。ベヴィン (Ernest Bevin) 英外相、シューマン仏外相ともに強く反対し、ドイツ再軍備を議題にすることさえ同意が得られなかった。⁽²¹⁾ この会議は一応中断しNATO十二カ国の理事会にうつった。ここでイギリスがドイツ再軍備を「原則的に」承認したのは九月一六日であり、「多数のヨーロッパ人に大きな憂うつを与えた。」⁽²²⁾

三国外相会議が発表した一九日のコミュニケは東西関係、ドイツ問題に関して重要なものである。それは西ドイツに経済的、政治的により大きな自由を与え、さらに軍事的には西欧防衛に参加することについてはほぼ同意したものである。⁽²³⁾

西ドイツの西側ブロックへの編入はすでに事実上は明らかであったが、それでも西側のドイツ占領軍が公式に東側に対して使用されうることを明らかにした意味は大きい。ドイツ再軍備については米・仏ともにかつての「国防軍」のような自律的なドイツ軍の創設を考えていないことでは一致していた。アメリカはドイツ部隊をNATOに直接参加させることで、ドイツをヨーロッパ防衛に急速に参加させようとした。フランスはこの考えに全く反対であった。その最大の理由はNATOのドイツ軍ではフランスのコントロールがきかないということである。このことはヨーロッパ大陸に関してはフランスがリーダーシップを持つべきであるという戦後フランス外交政策の基本に関する問題であった。ドイツ軍へのアメリカのコントロールをフランスは信用出来なかった。

アメリカは三国外相会議よりも十二国会議 (NATO理事会) においてフランスを押え込み (イギリスがドイツ再軍備の「原則」を承認したのでなおさら) やすかった。十一対一でフランスは孤立した。フランス政府は国民に対して「孤立」を

正直に知らずことについて微妙な立場にあった。フランスの世論はフランスの対ドイツ政策の後退を政府の「弱腰」としてにがにがしく思う気持が多分にあった。ドイツ再軍備はフランスとしては譲歩のきかないものであった。いわばドイツ再軍備問題はフランスにとっては退路を断たれた背水の陣であった。たしかに第二次大戦の一つの意味を転換するものといっても過言ではない。このようなフランス国内の状況から、フランス政府はフランスの「孤立」についてあまり多く語りたがらない傾向にあった。²⁴フランスの世論の中には「孤立」すなわちフランス外交のリーダーシップの低下という考えがあった。これは政府の「弱腰」として攻撃される材料となった。このことをさけるためにもプレバン首相やシューマン外相はドイツ再軍備反対の声明をくり返し出していった。これはまたフランス政府の外交行動を拘束することになった。フランス政府がドイツ再軍備に反対すればするほど、フランスが孤立することは明白であった。しかし政府にとっては「孤立」ということのプラス要因がないわけではなかった。それは「孤立」をさけるためにドイツ再軍備の「原則」を認めるよう国民に説明出来たからである。²⁵

フランス政府はアメリカによるNATO内でのドイツの即時再軍備要求と孤立化の危険に直面して、なんらかの政策の転換をせまられた。アメリカの西ヨーロッパ政策とそこから出てくるドイツ再軍備政策はフランスの外交政策を規定する一つの与件であった。フランスのとりうる行動はこの段階では限定されていた。もちろんこれはドイツ再軍備が必然であることを意味するものではない。しかしそのためにはもつとも前の段階で異った選択をしていなければならない。その可能性は決してなかったわけではない。

アメリカの政策がフランスの行動を限定した要素とすれば、国内的要素として大きく作用したのは反ドイツ感情である。それは具体的にはドイツ再軍備反対であった。この両要素の対立の中から出て来たのがEDCの原案であるプレバ

ン・プランである。

(1) 西ドイツの外交、防衛政策の選択肢については多くの可能性があった。これについてはE. Pischke, "West German Foreign and Defense Policy" ORBIS, Winter 1969.

(2) A. Grosser, La IV^e République et sa Politique Extérieure, 1961, p. 241.

(3) D. Lerner and R. Aron, eds., France Defeats EDC, 1957, p. 91.

(4) ドイツ人に対する各国人の感情は次のようである。

	ドイツ人に対する 共感 反感	
フランス	3%	56%
オランダ	29	53
ノールウェイ	21	44
イギリス	42	36
カナダ	41	28
アメリカ	45	28

(1946年12月) (Ibid., p. 75)

(5) 他の国については次のとおり。

	民主国家になる	好戦的国家となる
オランダ	14%	63%.
カナダ	20	58
アメリカ	22	58
イギリス	23	43
チェコ	2	81

(Ibid., p. 92.)

(6) Ibid., p. 98.

(7) イギリス、ソ連の取扱いに対しては次のとおり

	十分きびしい	十分でない
イギリス	48%	39%
ソ連	87	8

(Ibid., p. 92)

(8) W. F. Hanrieder, *West German Foreign Policy 1949~1963*. 1967, p. 38.

(9) 経済面でのフランスの妥協がシューマン・プランである。

(10) たとえば一九四九年十一月のパリでの三国外相会議でアメリカがドイツ再軍備について英仏の同意を求めたという報

道がなされた。しかしこれはただちに三国により否定された。(P. Calvocoressi, *Survey of International Affairs 1949* ~1950, p. 151.)

(11) *L'Anné Politique 1950*, p. 165. ソ連が西ヨーロッパに出るだろうということは、当時のソ連の意図と能力をひどくミスジャッジしたものである。だがユーゴスラビアとフィンランドにソ連が動いたかもしれない(第三次大戦の危険がなると見づ)ことは全く考えられないことではないという見方がある。(A. B. Uiam, *Expansion and Coexistence. The History of Soviet Foreign Policy 1917-67*, p. 534.)

(12) J. Freymond, *Western Europe since the World War*, 1964, p. 76.

(13) *L'Anné Politique 1950*, p. 167.

(14) W. Reitzel et al., *United States Foreign Policy 1945 ~1955*, 1956, p. 280.

(15) 一九五〇年五月かつてのドイツ駐留アメリカ軍司令官クレイ將軍は西ドイツの再軍備を推賞した。これに対してフランスのオリオール大統領はフランスは決してドイツ再軍備を受け入れることは出来ないと声明した。さらに国防相ブレパンは、アメリカの政策がそのようであるならば、即時に辞任すると強く宣言した。

(16) J. Fauvet, *La IV^e République*, 1959, p. 168.

(17) *L'Anné Politique 1950*, p. 181.

(18) フランスにおいては朝鮮戦争に対する見方がアメリカとかなり異っていた。概して朝鮮防衛の必要性をアメリカほど強く感じていなく、放棄の考えもあった。ヨーロッパに対するソ連の攻撃の可能性を現実的なものと考えたヨーロッパ人はむしろ少なかった。しかし軍備増強をしぶった大きな原因は経済問題であろう。戦後五年目の経済はヨーロッパ諸

国全体を通じてなんといっても弱体であった。それゆえ支配層もまた軍事費の大巾の増加には難色を示した。

- (19) アメリカ国内においては反対派からの政府攻撃は一段と強くなった。ヨーロッパが「自からを守る」努力をしないのに、アメリカが軍隊を送ることは引き合わないという意見は世論の支持を受けやすかった。

- (20) *L'Anné Politique 1950*, p. 197.

- (21) これらの会議を通じてのフランスの立場は J. Moch, *Histoire du Réarmement Allemand depuis 1950, 1965*, pp. 40-87. にくわしい。しかし当時の国防相で後に EDC に強く反対する立場になった人の著書であることに留意する必要がある。

- (22) A. Werth, *La France, 1944-1957, 1957*, 野口、高坂訳。フランス現代史 II、九五頁。

- (23) *Documents on Germany under Occupation, 1945-1954, 1954*, pp. 517-520. ドイツ再軍備の問題に関しては「コミニケ」において非常にあいまいな表現をとっている。次の文章を見られたい。

“The Ministers are fully agreed that the re-creation of a German national army would not serve the best interests of Germany or Europe.” 44-45 “The questions raised by the problem of the participation of the German Federal Republic in the common defense of Europe are at present the subject of study and exchange of views” 46-47 “The Council was in agreement that Germany should be enabled to contribute to the build-up of the defense of Western Europe and……”

- (24) フランスのいわゆるアカデミックな立場にある *L'Anné Politique* においては、「三国外相会議」十二国会議においてのドイツ再軍備問題をあまり目立たないようにする配慮があるように思われる。

(25) フランス政府としては「強腰」のままドイツ再軍備を否認することは出来なかった。これは明らかに「孤立」を意味したからである。当時の国際状況におけるフランスの地位においては、「孤立」は絶対不可能であるが故に「強腰」を「協調」の名において、放棄せざるをえなかった。しかしリーダーシップのない「協調」の意味するものに国民はにがい幻想を味わった。

二 EDCへの道

一 プレバン・プラン

一九五〇年九月の三国外相会議及び十二国会議とプレバン・プランの発表との間には一ヵ月あまりの期間がある。この間にフランス政府はアメリカの要求する形のドイツ再軍備を阻止するために、とりうる政策を検討した。

十月二四日政府の政策はプレバン・プランとして発表された。二四日から三日間このプランは国民議会で討論され結局三四三票対二二五票（共産党、RPFへフランス国民連合¹ゴーリストの党²その他）で可決された。¹同時に独自のドイツ軍と参謀本部の設立を認めないことが決議された。これは軍服をきたドイツ人を再び見ることが望まないフランス人にとって腹立たしいことではあった。だが政府にとってはこのプランはドイツ軍出現の恐怖を出来るだけ少なくするため、にドイツ軍の自律性をなくすることを主な内容としたものであった。その中心思想はこのプランの中で述べられているように超国家主義の思想である。²そしてこのプランの直接の指標となったものはシューマン・プランである。反対派のうまい表現を用いれば、プレバン・プランはフランス人にドイツ再軍備という苦い薬を飲ませるために、人気のあるヨ-

ロッパ統合という糖衣で包んだものである。一般に戦後ヨーロッパではヨーロッパ統合の思想と運動は非常に人気があった。^③ヨーロッパ統合がヨーロッパを経済的に強化するためであるということについてはあまり意見の分裂はなかった。このことが戦後ヨーロッパでヨーロッパ統合の運動が活発であった大きな理由である。そしてそれはイデオロギー面では理想主義的ヨーロッパ観念として表現された。しかし軍事面でシューマン・プランのようなものをつくるとなると、それはシューマン・プランとは異ってするどい分裂を引き起すことになった。

東側としては、ヨーロッパ統合について抱いていた懸念がプレバン・プランで具体化したと考えるのが自然であった。それもドイツ再軍備という妖怪をひきづって来たのである。

一九五〇年はこのようにして登場したプレバン・プランとアメリカの政策との衝突が見られた。この両政策の基本的対立点は十二月十二日のブラッセルでのNATO理事会でも解決されなかった。^④フランスはプレバン・プランの検討を続けるという暗黙の承認はえた。^⑤両政策を同時に実現することは不可能である以上、このことはフランス政府の意図の一つであるドイツ軍の即時設立の引き延ばしに成功したことを意味した。したがって以後プレバン・プランを検討する会議^⑥（フランス、西ドイツ、イタリー、ベネルックス）とアメリカのプランを検討する会議（米国仏と西ドイツ）が平行して行なわれることになった。

一九五一年一月末プレバン首相一行はドイツ再軍備問題、インドシナ問題等を討議するためワシントンに行った。インドシナ戦争への援助がアメリカに対して強く要求され、武器の貸与について同意がえられた。^⑦フランスは以後アメリカとの会談のときは常にインドシナへの援助を持ち出した。インドシナ戦争への出費がフランスにとって重荷となりつつあったと同時に、兵員をそこにくぎづけされて、ヨーロッパの軍隊の増強に影響するからであった。ヨーロッパ問題

については、トルーマンはシューマン・プランへの支持を表明した。プレバン・プランについてはそのための六カ国会議を歓迎し、それにオブザーバーを送ることに同意した。^⑧これはアメリカがドイツ再軍備についての自己の政策を捨てたことを意味したわけではない。両プランの並行はなお続いていた。^⑨

二 東側の反応

朝鮮戦争がドイツ再軍備問題を登場させて以来、東側及びそのリーダーとしてのソ連は事態の進展を重大な関心を持って見守っていた。東側にとってはドイツ再軍備は西側のドイツに関する一連の協定違反の最大のものであった。ドイツに関しては、東西とも一方の側の違反を正当化するために、他方の先行する違反を主張し、まさに違反の拡大再生産の状況を呈していた。^⑩

冷戦期においてソ連が西側の力と意図をどのように評価していたかはよくわからない。NATOにかぎってもソ連の真の評価はわからない。「一九五〇年の初めNATOの軍事・政治的メカニズムの創設とその戦略の展開とともに、第二次大戦後すぐにアメリカと他の帝国主義国によって開始された侵略的軍事ブロック強化の政策における最初の段階は完了された。」とソビエトのある学者は評している。^⑪一方プロバガンダの目的として、このような評価があったとしても、NATOの戦略と力を研究しているソ連の軍事専門家はだれもそのような結論を出し得なかったし、ソ連の参謀本部の将校はまともであれば、米英仏その他の軍隊の寄せ集めであるものの目的がソ連への侵略であり、防衛以外の何物かであると、上官に報告することは出来なかった、^⑫というのが西側では一般的であった。しかし前者の評価が全くのプロガンダであるかどうかやはり疑問である。けだし西側は西側で自己のイメージによってソ連の意図を評価していたからである。

NATOをソ連がどう評価していたにせよ西ドイツ軍の入るNATO(この段階では西ドイツの直接加入は十分考えられ

た)はソ連にとって脅威が増大することは明白であった。このことはドイツ再軍備に対するソ連の外交行動によってかなり明らかになるのではないかと思われる。ヒトラーの国防軍に最もいたためつけられたのはソ連であり、国防軍の優秀性と恐ろしさをよく知っていた。さらにソ連はドイツにより信用されていなかったと同じように、ドイツを信用していなかった。フランスその他のヨーロッパ諸国と同じくソ連も、ナチ・ドイツと現在のドイツをうまく区別出来なかった。西ドイツと同じブロックにいるフランスが再軍備ドイツに心安らかでないのもあってみれば、なおさらのことであった。

ソ連は朝鮮戦争以前からアメリカの種々の場所から出て来る西ドイツ再軍備の声を当然知っていた。しかしそれに対して早急にソ連の反応を示すことなく、慎重に事態の展開を見守っていたと思われる。ソ連のドイツ再軍備についての最初の公式の反応は、西側三国のワシントンでの会議後一ヵ月余りの一九五〇年十月十九日であった。ドイツ再軍備という重大な問題に対してこの期間の長さは、この問題のソ連に対する重大性を示している。ソ連の覚書は西側の同三月二三日のソ連への覚書¹³⁾に対する回答としてなされた。この中でソ連は西側の主張は根拠を欠くものとして排撃し「これらの根拠のない主張はドイツ軍の創設のために、西側により西ドイツでとられた個別のかつ明白な不法行為を包み隠すためにアメリカによって必要とされた。」と主張した¹⁴⁾。二日後ソ連と東欧七ヵ国はブラーグに集まり、西ドイツ再軍備をめぐる全般的問題を討議し、かなりくわしい内容のコミュニケを発表した¹⁵⁾。これには西ドイツ再軍備を主要なものとして西側がとって来た政策の諸協定に対する違反が指摘され、さらにこれらがドイツ統一を遠ざけ、ヨーロッパの安全をそこなうものであることが述べられていた¹⁶⁾。東側は西側の諸行動に対する単なる否定的非難にとどまらず、ドイツ問題に関して積極的行動に出た。コミュニケの最後において、東側はポツダム協定に従って、ドイツ国家統一の回復をとまなうドイツとの平和条約締結と、東西ドイツの代表からなる全ドイツ制憲評議会(All-German Constituent Council)

の設立を提案した。

西側そしてアデナウアーのドイツの政策はこの東側の提案とは正反対の方向に動きつつあった。西ドイツの外交政策の三つの重心はドイツ民族統一、ヨーロッパ統合、大西洋パートナーシップである。そしてこれらは互いに矛盾しなく一致し、相補うといわれる。¹⁷しかし本当に「矛盾しなく一致し、相補う」のであろうか。ドイツ問題を根底から規定しているのは東西関係である。しかるにヨーロッパ統合と大西洋パートナーシップはこの東西関係をより緊張させるものであった。そして西ドイツがこれにコミットすれば東西関係はさらに緊張する。このことは東側の反応によく示されている。アデナウアーのいうドイツ統一は、このような状況においては、東ドイツを西側に入れる以外に、達成されえない。中立ドイツによるドイツ統一がある意味では最も可能性があった。しかしアデナウアーはこれを最も嫌悪した。東ドイツを西側に入れることは実行不可能であった。このようにアデナウアーはドイツ統一を不可能性という一種の安全性のもとに置いた。要するにドイツ統一と東西対立は悪循環したのである。

ドイツ再軍備に対するドイツ政府の政策は以上のような基本的フレームの中で展開された。そうであってみればアデナウアーの関心は、ヨーロッパ統合の中でドイツにいかにか国家としての平等性を回復するかということであった。アデナウアーはドイツ再軍備問題をこの目的のためにうまく用いることに努力した。かれの役割はドイツ国民のドイツ統一への熱意とアメリカのドイツ再軍備要求という二頭立ての馬車をうまく乗りこなすことであった。

ソ連はさらに一九五〇年十一月三日の西側への覚書により、ドイツ問題についての四ヵ国会議を開催することを要求した。¹⁸この覚書に回答するため西側は十二月七日に協議し、二二日にソ連に覚書を送った。¹⁹この間に十八、十九日のブラッセルのNATO理事会がはさまっており、そのコミュニケの内容はソ連の覚書に多かれ少なかれ影響されたと思わ

れる。西側の回答までに要した一月半以上の期間は西側内部の意見の差異をおのづから反映している。ソ連の覚書に最も反応するのはフランスであり、ソ連もこれに当然着目し、また望みをかけていた。

フランス政府はドイツ再軍備に決定的行動をとる前に、東側と出来るだけのことは試みることを望んだ。これはもちろんフランスの世論のある部分及びある政党の意見でもあった。フランス政府はソ連との同意に達することはともかく、そのための話し合いを強引に拒否出来るほど世論及び議会の支持を受けていなかった。その国内条件はアメリカのそれとはやや異っていた。これが西側内での足並みの乱れることの原因であった。

四ヵ国会議に関する東西の覚書の交換は一九五一年三月パリで四ヵ国予備会議が開催されるまで続いた。

ソ連は一方英仏に対して覚書による外交攻勢を展開した。²⁰この覚書において、ソ連は英仏が現在とっている政策は一九四二年五月の英ソ条約及び一九四四年十二月の仏ソ条約そしてポツダム協定に反することを指摘した。条約上から見るかぎり、ソ連の指摘はまさしく適確であった。英仏は一九五一年一月五日に回答した。²¹そこにおいて英仏はソ連の侵略的脅威に対して純粹に防衛的政策をやむおえずとっているものであり、ソ連との条約に違反するものではない、またポツダム協定に違反したのはソ連の方であると反論した。以後二、三回覚書の交換が続いたが同じことのくり返しであった。²²

三 E D C C 条約の調印

一九五〇年十二月のブラッセルでの N A T O 理事会において、プレバン・プランの検討されることの暗黙の承認がなされていた。そのための会議が一九五一年二月パリで開催された。²²

この会議の主要な問題は大きくわけて次のようであった。まずプレバン・プランの基本である超国家性の問題すなわ

ちEDC六カ国間の問題²³。つぎにNATOおよびブラッセル条約との関係。ついで西側内における西ドイツの地位という問題である。

パリ会議は春から夏にかけて続行され、七月に軍事面での同意がえられた。共同予算と超国家性の問題は未解決であった²⁴。十二月に会議は再開され、ここにおいて共同予算の原則について同意に達した。EDCの政治的コントロールの問題については一九五二年に持ちこされ、一月の会議で三大国と三小国との間に妥協がなされた。EDCの執行機関は「EDCのコミッサリア (Commissariat de la communauté européenne de défense)」と命名され委員は九人と決定された²⁵。

二月二〇日に開催されるNATO理事会でパリ会議の決定事項が討議されることになっていた。これを前にして西ドイツの連邦議会とフランス国民議会においてEDCに関する討論が行なわれた。二月八日のドイツ連邦議会と二月一九日のフランス国民議会の決議は両国の間の差異が議会のレベルにおいても大きいことを示した²⁶。西ドイツはより多くの国家の平等を要求し、フランスは出来るだけ占領国としての地位を利用して、出現するドイツ軍のコントロールとフランス軍の有位性を確保しようとはかった²⁷。

戦後の世界政治における東西対立から有利さを引き出したのはアデナウアーのひきいるドイツ支配層であろう。西ドイツにおけるかなり層の厚い再軍備反対を打ち砕くためにアデナウアーが最も有効と見たのは東西対立、すなわち彼によればソ連の侵略主義であった。そこからして彼はソ連侵略の脅威を目立たせる多くの言葉を発する必要があったし、実際そうしたように見える。東西対立の中で西ドイツが西側に組み込まれることをアデナウアーは望んだし、それはアメリカの政策でもあった。さらにアメリカの西ドイツへの期待が大きい程度において、西ドイツは西側内で占領の拘束から脱却する可能性は大きかった。しかしこのことは対ドイツ戦勝国として、ドイツ問題に一応の拒否権を持っている

フランスのドイツに対する警戒心と衝突した。フランスの支配層は究極的には西側ブロックを捨てる政策をとれない以上、西ドイツに対する不安の保証を米英に求めた。アメリカはブロック間の対立を引き起こすブロック内の紛争に巻き込まれざるをえなかった。

フランスと西ドイツの政策の差異を調整するために一九五二年二月中旬に米英仏間の会議及びこれら三国と西ドイツとの会議がロンドンにおいて開催された。²⁸この会場での成功者はアデナウアーであった。ドイツの平等は大きく前進し、帰国後喜びの記者会見を行なった。フランスへの米英の保証は後で話し合われることになった。仏独関係の根底は解決されなかった。というのがフランスの一般的印象であった。²⁹

二月二〇日に開催されたリスボンのNATO理事会はEDCについてのパリ会議の報告、ドイツとの条約の報告、NATOとEDCの関係などを討議し、それらを承認した。³⁰

一九五二年五月にEDC条約とドイツとの条約(ボン条約)が調印されるまでになお以下のような重大な問題があった。³¹三月十日ソ連はドイツ平和条約に関する重大なノートを送った。³²これは一九五〇年十月のプラーグ提案におけるドイツ非武装の主張を放棄し統一ドイツの武装を認め、ドイツがいかなる同盟にも参加しないことを条件としたものであった。この提案は西ドイツ国内及び西側内で種々の反響を引き起こした。ソ連は真剣に譲歩を考えているのではないか。統一ドイツが中立化されたならば冷戦の歯車は大いにスピードをゆるめるし、逆回転するかもしれない。少なくともこれはフランスにとっては望ましい解決策であったはずである。だがアデナウアー首相やアチソン國務長官の目には、ソ連が西側内の分裂をねらっているとしかうつらなかつた。アメリカはソ連が狼が来たとうそをつく少年に見えたのかもしれない。あるいは考えられそうになかつたような本当の事をいわれて、信じられなかつたのかもしれない。

とにかくアメリカは西ドイツ再軍備を前にして、ソ連の外交行動の背後にあるものを慎重に検討する余裕を持っていなかった。

それにしても三月十日のソ連の覚書は戦後ソ連外交における最も議論のある、またなぞの文書である。⁽³³⁾

米英の保証についてフランスは満足を得られないまま五月二七日にEDC条約は調印された。ここにフランス国会における批准拒否の一つの種がまかれた。

(1) 討論の要約は *L'Année Politique*. 1950, pp. 223~4.

(2) プレバン・プランの原文は *Documents on International Affairs*, 1949~50, pp. 339~344, 結局ドイツ軍が独自で決定し行動することを禁じることにより、ドイツ人を兵力として参加させながらドイツ軍の脅威を除去するのが主要目的である。

(3) J. Freymond, *op. cit.*, pp. 29~72, *Passim*.

(4) 理事会と三ヵ国会議の二つのコミニケにはプレバン・プランへの言及が全然なく、米英仏は西ドイツをドイツ防衛に参加させる問題を検討するにだけべられている。

(5) Ernst H. Van Der Beugel. *From Marshall Aid to Atlantic Partnership*, 1966, p. 267.

(6) プレバン・プランは超国家主義にまつわるあらゆる法的、政治的、軍事的困難を含んでいる。それゆえこの会議が一年有るも断続して続くことになったのも驚くにたらない。

(7) 「フランスはベトナム戦争が西側の戦略のワク内に公式に統合されることになることを大体において確保した。」⁽³⁴⁾

フランスのEDC政策 (藤木)

Anné Politique, 1951. p. 32.

- (8) プレバン・プランを検討する会議（パリ会議）は一九五一年一月二六日に、フランスが関係国に招待状を送り、二月十六日から開催されることになっていた。
- (9) この並行関係は一九五一年九月のワシントンでの三国外相会議まで続いた。
- (10) J. Moch, op. cit., pp. 21～31によるとドイツに関しての東西相互の協定違反は一九四八年から一九五〇年九月（アチソンがドイツ再軍備を提案した時点）までで五〇件をかぞえる。
- (11) A. B. Ullam, op. cit. pp. 498～9. より引用。
- (12) Ibid. p. 499.
- (13) Documents on Germany under Occupation. 1945-1954. p.p. 493～5. これは西側が東ドイツの「軍隊の性格を持つてゐる警察」の存在を諸協定に対する違反であると指摘した覚書である。
- (14) Ibid. pp. 520～1.
- (15) Ibid. pp. 522～7.
- (16) “The separate decisions of the New York conference of three Powers have no legal or international authority” というような表現は以前にはむしろ西側から東側に向かって発せられていた。ドイツ再軍備問題についてはソ連は「守り」の立場に立つことになったと、いえるかも知れない。
- (17) Ernst M. Majonica. Deutsche Aussenpolitik. 1964, p. 9.
- (18) 覚書は Documents on Germany under Occupation, 1945～54, p. 535. ソ連はこの会議において西ドイツ再軍備とポ

ツダム協定によるドイツ非軍事化というソ連の案を討議することを提案した。これは Ulan も指摘しているように明らかに矛盾する。この矛盾はソ連が西ドイツ再軍備を西側に断念さす代償として何らかの譲歩をする用意があるという仮定に立ってのみ解決される。(Ulan, op. cit. pp. 509-510.)

(19) Documents on Germany under Occupation. 1945-54, pp. 542-544。この覚書で西側は予備会議の開催に同意した。この会議は三月五日に開かれた。しかし本会議の議題について同意が得られず、六月二十日に閉会した。

(20) それぞれ Documents on Germany under Occupation, 1945-54, pp. 538-40 および pp. 179-182.

(21) Documents on International Affairs, 1951, pp. 321-3

(22) 会議の正式参加国はフランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、ルクセンブルグである。イギリス、オランダ、デンマーク、ノルウェー、アメリカ、カナダはオブザーバーを送った。なおオランダは後に正式に参加した。

(23) プレバン・プランの構成国は最初から六カ国を予定していたのではない。むしろイギリスの加入はとくにフランスにとっては重要な問題であった。しかしイギリスは早くも一九五〇年十一月に EDC 加入を拒否する声明を出していた。その理由はシューマン・プランの時と同じであった。

(24) オランダとベルギーが自国軍隊に対する超国家的コントロールに反対した。大国にコントロールの主導権がにぎられることへの危惧からである。

(25) コミッサリアは原則的に執行機関であり、ほとんどの決定は閣僚理事会の承認を必要とすることにより、ベネルックス三国の不案を少なくすることで同意が成立した。コミュニケは L'Année Politique. 1952, p. 475.

(26) それぞれ Documents on International Affairs. 1952. pp. 76-79. および pp. 81-84.

(27) 一九五二年一月二日西ドイツ外務次官ハルシュタインは西ドイツがNATOに加入するかさもなければEDCのメンバーはNATOのメンバーであることをやめるべきだと要求しフランスを刺激した。フランスは議会の決議においてこれに對抗した。

(28) 両会議のコミュニケはそれぞれ Documents on International Affairs. 1952. p. 83 及び pp. 83~4.

(29) L' Anne Politique. 1952. p. 313.

(30) コミュニケは Documents on International Affairs. 1952. pp. 4~6.

(31) それらは (1) ソ連の覚書に対する回答、(2) フランスのより明確な米英からの保証の要求、(3) 仏独間のザールをめぐる紛争である。

(32) Documents on International Affairs. 1952. pp. 85~88.

(33) A. B. Ullam, op. cit. p. 536.

三 EDCの挫折

一 フランスのEDC外交

EDCの調印はフランスにとっては問題の解決ではなく、始まりであった。政府は調印までは世論及び議会から出るだけEDCをかくし、将来の拘束を少なくすることに努力していた。よくあるように秘密外交で進める限界まで進んで来ていた。フランス政府が議会で過半数を占める単独政党で構成していれば、EDC条約はすぐに国会に上程されて

批准されていたであろう。あるいは単独政党内閣でなくても、EDCに賛成のマジヨリテが形成され得たならばやはり批准されていたであろう。政党は多くの場合国内政策とくに日常生活に關係する政策によって、国民に判断され、投票される傾向がある^①。まして特定の外交政策の問題について国民がその選択を問われることはない。選挙人のレベルでは国内政策と外交政策は分かち難く結びついているものではない。しかし政党のレベルになると両者は不可分のものとなる。それゆえ外交政策を基本的に轉換することは、その政策を進めてきた政府の党が権力の座を追われることを意味する。このために外交政策は轉換のきかない与件であるように国民に思われるほどよい。つまり国民にとって現外交政策は現国際政治によって決定された確固不動の客觀的存在のように見えれば見えるほど現政権にとって有利である。これは国民の外交政策に対する関心の低さとあいまってかなり成功する。また現外交政策をより深く押し進めるほど国民にとってはそれを後戻りのきかないものに見えてくる。そのためには国民を一応納得させる理由が必要であり、国際關係の危険性をより強く国民に意識させることになる。

フランス政府のEDC政策もこの様な論理にそって發展していった。プレバン・プランの出現に大きく働いた原因は東側の脅威と同時にドイツのそれであった。いかえればアメリカの圧力とそれに対するフランスの反応である。問題はEDCを創造したフランスの政府の党の対ソ觀と一般国民のそれとがくい違っていたかも知れないということである^②。一般的で具体性のない対独恐怖感がEDCによるドイツ再軍備を契機として具体的、実感的になった、ということ^③は十分考えられる。これがEDCに対してのフランス人の意見の分裂を引き起こした原因であろう^④。しかしフランスの軍事力で東側からの攻撃を防ぐことが出来るとはほとんどのフランス人は考えていなかった。要するにドイツなしのEDCがフランスにとって最も好都合なわけであるが、これは東側に対しては有効でない。これがフランス人にとって

基本的矛盾であった。

EDC条約の調印から批准拒否の二年余の間には上の基本的矛盾を生ずる客観的条件に変化が見えつつあった。それは冷戦構造の変化である。この変化がフランス国内におけるEDCについての考えに以前とは異なるワク組を与えることになった。

EDC条約調印後のフランスのEDC政策はつぎのようであった。まずEDC内でのドイツ再軍備に対するフランス国民の脅威と警戒を緩和するために、米英からより多くの保証を確保すること。つぎにEDC内でフランスの有利な地位を確保すること、いいかえればドイツを差別的地位に置くこと、であった。⁵⁾

フランス議会はリスボンでのNATO理事会開催前の一九五二年二月に、EDCへのイギリスの加入を決議していた。一方イギリスは労働党政府及び一九五二年十一月に成立した保守党政府ともにEDC加入についてはきっぱりと否定の声明を出していた。イギリスが約束したのはイギリス軍の大陸への駐留維持やEDCへの精神的協力だけであった。アメリカによって受け入れられないようなヨーロッパへのコミットメントは、イギリスもまたさけるといふのが外相ベビンの政策であった。⁶⁾これは保守党政府にも一貫して引き継がれた。要するにイギリスの両政党とも、ヨーロッパ統合は外部から援助はするが中へは入らないというのが基本政策であった。イギリスにこのような政策をとらせた原因については、イギリス人の書いた書物にはいろいろ説明されている。⁷⁾それぞれイギリスの立場からは一応納得のいくものである。結果から見ると、東側からの脅威がイギリスを大陸にとび込ませるほど強くなかったのか、とび込むことが東側からの侵略に対して有効であると考えなかったのか、ということになる。

イギリスがEDC加入の意思のないことはほとんど最初から大陸諸国とくにフランスの政治家にとっては明らかで

あった。にもかかわらずフランス議会在がイギリスの加入を決議（これは社会党が要求したものである）したのは、フランスの世論を社会党が意識しすぎたのと、社会党をはじめとするフランスの政党がイギリスの政策転換の可能性について判断を誤ったからであろう。

イギリスの加入の不可能性が明確になるにつれて、フランスは米英の保証に重点を移し、さらに別の条件を持ち出した。すなわちドイツのEDC脱退の危険に対する保証とインドシナと北アフリカに対するアメリカのより多くの援助と域外買付け（off-shore purchases）の増加などである。米英はEDC内の一国を特別に対象としたような保証をするつもりはなかったし、出来なかった。ここにドイツに対するフランスと米英の見方の差異がある。結局EDCの統一をおびやかす行動は米英の安全の脅威とみなし、北大西洋条約第四条にしたがって行動するということが宣言の形で保証された^⑧。これはフランスにとっては実質的には何ら保証とはならないと受けとられた。アメリカ政府としては宣言の形を取るのがなしうることの最大であった。大統領の選挙の年にヨーロッパへのそれ以上のコミットメントを与えるつもりはなかった^⑨。

EDC条約調印直後の一九五二年五月二八、二九日にアチソン國務長官とフランス政府の間で会談が持たれたが、アチソンは保証問題については何ら具体的に示唆を与えなかった。アメリカ政府はフランスが調印した以上、その批准は政府の責任において当然すべきであると考えた。これはたしかに当然のことであった。しかし調印は世論や議会から離れたところで行なわれていた。調印自体はそれで可能である。ここにフランス外交政策へのアメリカの圧力があった。そのような場合でも一旦調印された条約はほとんどの場合批准される。EDCはそのようにいかないところに問題があった。

フランスの外交政策が一面で取り除くことが不可能な国内条件により規定されている以上、フランス政府は条約批准の条件を国外に求める努力をよぎなくされた。しかしこの条件は今度はその国の国内政治に制約される。米英の保証についてはアメリカ政府は大統領選挙や議会すなわち世論に制約されていた。イギリスも同様である。

EDC条約を調印したピネー (Antoine Pinay) 内閣はその年 (一九五二年) の十二月まで存続したが、その任期中条約を国会に上呈しなかった。おそらくピネー首相とシューマン外相は条約がこのままでは批准される可能性がないと判断したのであろう。

一九五三年一月に成立したマイエル (René Mayer) 急進社会党内閣はゴースト分派 (内閣信任をめぐってRPFから分離) を政府に入れることにより、閣内に反EDC派を抱え込んだ¹⁰。マイエルは信任演説においてEDCについての従来からの条件にザール問題を付加することにより批准にさらに複雑性と困難性を与えた。

マイエル首相とビドー (George Bidault) 外相はこれらの条約を実現するために外交的努力を行なった。まず二月にかれらはイギリスに行き保証を確保する交渉を行なった。イギリスはEDCへの協力の姿勢は表明したが、具体的保証は与えなかった。

ついでフランス政府はEDC諸国との交渉に入った。フランス政府の提案は二月のローマでの六カ国会議で討議された。フランスの提案はEDC内でのフランスの地位の優越とドイツに対する差別を含んでおり、ドイツだけでなくイタリアも反対した。フランス政府の提案はEDC条約の修正を意味していた。したがって修正がなされるまでフランスはEDC条約の批准をしないことになる。他の国も同様である。しかし調印した条約を他の国が批准することは全く国内問題である。事実ドイツは三月十九日に批准した。このように一度調印した条約を修正するというフランスの要求は多

くの無理を含んでいた。他の国は当然反対した。結局もう一度批准の手續を必要としない範囲での改正にとどまり、条約の批准は延期されないということで妥協が成立した。これは三月二四の付属義定書として成立した。¹¹⁾ フランスの要求は当然後退した。フランスの議会は批准に好意的とはならなかった。

さらにフランス政府はアメリカから保証をえるための外交努力をした。三月二四日首相、外相、蔵相などがアメリカに行き、政府主脳と会談した。ここでは二つのことが中心議題となった。すなわちEDCとインドシナ戦争である。フランス政府はインドシナ戦争に対するアメリカの「理解」と援助をこの会談においても求めた。インドシナ戦争はアメリカ人に「理解されていない戦争 (une guerre incomprise)」であったが、朝鮮半島にはまり込んでいたアメリカ政府にはインドシナにおけるフランスの努力を「理解」出来るようになってきていた。インドシナ戦争は植民地戦争でないことが了解された。コミュニケは次のようにいつている。「両国の代表は極東における共産主義者の侵略は明らかに同じ計画で生じていることを認めた。……戦争の成功のためには二つの戦争の相互依存性が完全に了解される必要がある。¹²⁾」アメリカの物質的援助はベトナムにおける親仏ベトナム兵の数を増加し、それだけフランスはヨーロッパにフランス兵を確保出来る。こうしてEDC内での来たるべきドイツ軍に対抗出来る。これがマイエル首相のいわゆる「一石二鳥」であった。EDCとインドシナはこうして連結した。フランス政府はEDCに関するアメリカの直接的保証をこの会談では持ち出さなかったようである。そしてマイエル首相はザール問題の解決がEDC批准の条件となる理由をアメリカに説明した。¹³⁾

この会談の時はスターリンはすでに死亡していた。そのことはコミュニケにおいて「両国代表はソ連における最近の出来事は、自由世界が直面している脅威の基本的性質を変えないことを確認した。」¹⁴⁾と言及されていた。だがそれ以後の

西側内の国際関係は東西関係と強く結びついて展開した。それゆえ以下においてEDC問題を東西関係のパススペクトイプの中で見よう。

二 EDCと東西関係

ドイツ再軍備のアメリカによる公式発表以来、ソ連はその阻止のための外交行動をとってきた。その行動は三つの時期に適確に対応していた。すなわち一九五〇年九月の米英仏三ヵ国会議（ドイツ再軍備提案）後の時期、及び一九五二年五月のEDC条約調印前後、さらに一九五三年半ば（EDC諸国とくにフランスにおいてEDC条約批准問題が生じはじめた頃）以後である。

フランス政府がEDC条約批准に課した条件は未解決か部分的解決しかなされておらず、解決の見込はあまりなかった。¹⁵ フランスは西側内では解決の出口はほぼふさがれていた。ここに全く不可能と思われていた出口が見えはじめたのである。それは東への出口すなわち東西関係への出口である。

フランスにはもともとドイツ再軍備について決定的一步をふみ出す前に、東側との何らかの了解の試みをすべきであると主張する要素が世論にも政党（社会党および急進社会党のかなり大きい少数派）にもあった。フランス政府のEDC批准に課した条件が満たされない以上、この要素がだんだん力を増して行くのが一九五三年から一九五四年の初めにかけて確実に見られた。一九五三年三月のスターリンの死とそれに続くソ連のいわゆる「平和攻勢」がそのような動きに有利に作用したことはまちがいない。

一九五三年四月にパリで開催されたNATO理事会において、EDC条約批准についての米仏の考えの差異が見られた。それはフランスのビドー外相の会議での演説とその日のダレスの記者会見での発言にあらわれていた。¹⁶ フランス政

府はEDC条約が現在のままでは批准不可能ということをよく知っていた。したがってスターリンの死による一種の空白が種々の意味において政府の批准引き延ばしに好都合に作用する機会をのがさなかった。¹⁷

チャーチルが四カ国の首脳会談を提案する演説を行なったのは五月一日であった。この提案は各国の政治家にさまざまな反応を引き起こした。¹⁸ アメリカとドイツ政府はこの提案に好意的でなかった。アメリカ政府としてみれば、ソ連との話し合い自体が過去の経験から見て有害無益であった。しかし国際状況の変化のきざしとチャーチルの提案というところから話し合いそのものを拒絶することは困難であった。アメリカはソ連との話し合いに対して常に西側ブロック内の結束の不十分さを感じていた。このためにアメリカはソ連との話し合いは時期尚早であると常に主張して来た。西側内での会議後になされる種々の発表において、西側内の結束を目出つように、不一致を小さく見せるような努力がうかがえるのは、アメリカのこの懸念を示している。アデナウアーのドイツの対ソ話し合いへの警戒と嫌悪は一言でいえば、西ドイツを犠牲にしての東西和解に対する恐怖であった。

フランスにおいては真の東西和解を求めていた人々もEDC条約批准の引き延ばしによい糸口を見出そうとした人々も、チャーチルの提案に賛成した。しかし政府は沈黙を保った。

アメリカは四カ国会談の前に西側三カ国会談を持つべきであるという提案を行ない。対ソ話し合い前の西側の意見調整と四カ国会談の引き延ばしをはかった。¹⁹ このことはソ連にとっては、事前に西側内での意思の結束をはかるものと見え、「プラウダ」において不快の念が表明された。²⁰

西側内における四カ国会談を前にしての不一致は突然出て来たものではなく、その源はすでに二極体制の中にあったと思われるが、直接的な不一致はやはりEDCに関してであった。アメリカは西側内での懸案、すなわちEDC条約批

准を解決してそれにより結束を固めた上でソ連との話し合いにのぞもうとした。フランスにとってはこの順序は逆であった。すなわちEDC条約批准の前提条件にソ連との話し合いを考へる傾向が強くなっていた。この差異の出でくる原因は両国の国際政治に対する認識のちがいにある。それゆえ会議の席上で話し合っても簡単には解決のつかないものであった。このことは一九五三年七月のワシントンでの三国外相会談ではっきり見られた。ダレス國務長官はスターリンの死後のソ連の変化は西側の強固な態度のためであると考え、EDC条約批准後までソ連との会談は延期することを要求した。フランスのビドー外相はEDCに関するフランスの世論の分裂にかんがみて、条約批准についてフランスに圧力をかけると考へられる言葉をコミュニケにおいてさける必要性を主張した。²¹ 会談後のコミュニケにおいては、ヨーロッパ統合について抽象的に必要性がのべられているだけである。²²

この時期からEDC条約批准についてフランスに対する米英の圧力が目立ちはじめた。十月十日チャーチルはフランスのEDC条約批准失敗の場合西ドイツのNATOへの直接加入の可能性についてのべた。²³ これは考へられていたことの最初の公式発言であった。この発言はすべてのフランス人に非常に悪く受け取られた。

西側はワシントン三国外相会談後の七月十五日にドイツ問題に関する四カ国会談開催を提案する覚書をモスクワに送った。これは一九五三年中長く続いた覚書交換の最初のものであった。これらにより明らかになったことは東西ドイツ統一の方法についての基本的差異であった。このことについて西側内で意見の差異があったわけではなく、差異はEDCと大陸中国の承認をめぐる表面化していた。

ソ連は十一月二六日に前提条件なしで四カ国会談を受諾した。この時はフランス議会でEDC条約が討論されていた最中であり(ソ連の覚書はこれをねらって出された)ソ連の受諾により議会はますます反EDCの傾向を強めた。この議会

ではEDC条約批准は問題とされず、政府は従来の努力を続けるべきであるというあいまいな決議がなされた。アメリカにとってはこれはたび重なる失望であった。

フランスのラニエル (Joseph Laniel) 首相とビドー外相はいかなるコミットメントもしないという条件を背負わされてバーミューダ会談に出席した。この会談においても従来の西側三国の会談と同じパターンがくり返された。これはフランスのEDC条約批准が実現しないかぎり当然であった。しかし三国の間にソ連の意図の評価について意見の不一致が見られた。²⁴ この会談のコミュニケは西側の結束の必要性和重要性をうたい、ヨーロッパ統合、とくにEDCが自由世界の安全と安定に必要なものであると²⁵ べている。コミュニケでの結束とうらはらに、西側の不一致はチャーチルやダレスの口から発せられた。

アメリカ政府はフランスのEDC条約批准の引き延しや反対が理解出来なかったにちがいない。その最大の理由は西ドイツに対する両国のイメージの差異にある。ダレスはヨーロッパ統合こそ西ヨーロッパの歴史的、宿命的な国家対立の根を断ち切る唯一最高のもという信念を持っていた。かれは一九五三年十二月のパリでのNATO理事会の時の記者会見でのべている。「われわれによれば西ヨーロッパにとっての戦後の諸計画は過去の大きな誤ちを修正し、西欧諸国が過去幾世紀の間落ちこんできた自殺的闘争に休止符をうつことを可能にする状況をつくり出すことを目的としている。」また「われわれが関心を持つのは独仏間の戦争——ここから第三次世界戦争が出てくる——によるこの二国の自殺を不可能にするような状況をつくることにある。²⁶」このような信念を具体化するEDCがなぜフランスに(しかもフランスがイニシアチブをとりながら)かくも嫌われ、懸念されるのか、ダレスには理解出来なかったにちがいない。だが第三者には理解出来ない当事国の歴史や記憶があり、アメリカはこれをさかなでして来たのである。同じ記者会見でダレスは有

名な「Agonizing Reappraisal」の文句によりフランスに圧力をかけた。

ソ連の方もまたスターリン死後の国内問題や東側ブロックの不安定要素により有効な外交行動を抑制されていたようであった。十一月二六日の覚書で一旦同意していた四カ国会談の開催延期を要求した。これらのことは一九五三年末にソ連外交政策の一般的路線に関しての不安定性の存在と、新しいアメリカ政府の意図と能力をさぐろうとする望みを示しているようであった。²⁷⁾ 両ブロックにおいて冷戦的緊張に一種の弛緩が現われつつあった。

延期された四カ国首脳会談は一九五四年早々にベルリンで開かれた。この会談の結果は失望を与えるものであった。だがドイツ統一のような問題が氷のとけるように解決されるものではないとすれば、これは当然であった。しかしこの会談は和解への精神的歩みよりの傾向と同時に具体的成果を残した。インドシナと朝鮮問題の討議のために四月にジュネーブで中国を加えての会議が開かれることが決定された。

ジュネーブ会議開催（四月二六日）からディエン・ビエン・フー陥落（五月五日）、ラニエル内閣倒壊（六月十二日）、マンドーフランス（Pierre Mendès-France）内閣成立（六月十八日）をへてインドシナ休戦協定（七月二〇日）によりフランスは悲劇的な植民地戦争から足を抜いた。この休戦がEDC批准に与えた影響は明確にはわからない。少なくともプラス要素とマイナス要素とが考えられる。インドシナに投入していた人的、物的資源が本国に向かうことが可能となり、ドイツ部隊に対抗しうるフランス軍の増強が可能となるわけで、このことはEDC条約批准に対してプラス要素となる。しかしインドシナ休戦が東西のデタントに貢献したかぎりにおいて、東西対立の象徴ともいえるEDCの成立基盤を掘りくずす方向に作用した。他の要素を除外すれば後者のマイナス要素の方が強かったということになる。

フランス人のEDCに対する意見は賛否ほぼ相半ばしていた。²⁸⁾ この様な状況のもとでインドシナ休戦協定後のマンデ

スーフランス首相はEDC問題解決に全力を集中した。かれの内閣はEDCに両極端の立場をとるMRP（賛成）とゴリストの党（反対）を与党としていた。EDC条約批准の前提条件が満たされない今となって、マンデスに出来ることはゴリスト（一〇〇人前後）を味方につけることであった。ゴリストを満足さす条件はEDCにおけるフランス軍の一体性（ゴリストはEDCの超国家性を嫌悪していた）保持であるため、かれはこの確保のために他のEDC諸国との協議を開始した。

一九五四年八月にブラッセルで開かれた会議でマンデス首相はフランスの条件を他の五カ国に示し、承認を得る努力をした。しかし成果はなかった。すべての努力をなしたマンデスに残されたものはEDC条約を議会の決議に付すことであった。

かくして八月三〇日フランス議会は三一九票対二六四票をもってEDC条約を否決し、四年間にわたるEDC論争に終止符をうった。²⁹

- (1) 次のような調査がある。「あなたとその家族にとって最も重大な問題は何か。」という質問に対して、「政治状況、戦争と平和」と答えた人は一九四六年一月〜四八年一月では〇%、四九年三月で四%、四九年十月で三%、五〇年八月（朝鮮戦争直後）で一四%、五一年九月で六%であった。又「最も関心のある問題は何か」の質問（一九五一年九月）に対して、「肉の値段」三三%、「学校問題」一五%、「ドイツ再軍備」一五%、「朝鮮戦争」一四%、「社会保障の不满」九%、「イラン石油問題」五%であった。J. B. Duroselle, éd. *La Politique étrangère et ses Fondements*, 1954. p. 85.

- (2) 「戦争の危険はどこから来るか」

フランスのEDC政策（藤木）

一九五一年九月 五三年五月

ソ連から 四四% 三八%

アメリカから 十三% 十六%

ソ連とアメリカから 十四% 六%

「この戦争の場合どこが最も非難されるべきか」(一九五二年九月)ソ連三九%、アメリカ十一%、ソ連とアメリカ三五%。これらの調査によるとソ連の脅威が最も大きい。これは西側のフランス人にとっては当然のことであろう。しかし戦争の責任ということになるとソ連と米ソが非常に接近している。さらにアメリカと米ソの合計はソ連よりもかなり大きいことに注意。(Lerner and Aron. op. cit., p. 77.)

(3) 「ドイツの再軍備はフランスの安全を増す」二〇%(一九五〇年十月)一八%(五一年四月)「減ずる」四五%、三四%。「影響なし」十六%、十七%。「意見なし」一九%、三一%。(Ibid., p. 82.)

(4) 「戦争の場合フランス軍はフランス領土への侵入を防ぐことが出来たか」(一九五三年六月)「出来た」二%、「出来ない」八二%。「意見なし」十六%。(Ibid., p. 96.)

(5) 仏独関係においてEDC問題をより複雑、困難にしたのはザールをめぐる紛争である。これは五四年八月のEDC条約の最終的否決には大きな要素とならなかったが、EDC条約批准の引き延ばしには大きな役割を演じた。ドイツ支配層はザール問題においてはナショナリズムを十分発動せしめたように思われる。これについてはJ. Freymond, *The Saar Conflict, 1945-1955*, 1960, を参照。

(9) *Britain in Western Europe* (P. I. I. A.) 1956. p. 28.

- (7) たとえば H. G. Nicholas, *Britain and the United States*, 1963, C. M. Woodhouse, *British Foreign Policy since the Second World War*, 1961. F. S. Northedge, *British Foreign Policy*. 1962.
- (8) *Documents on International Affairs*. 1952. pp. 169~170.
- (9) *Survey of International Affairs*. 1952. p. 93.
- (10) マイエル内閣は組閣直後 EDC 条約を議会上に呈した。国民議会の外交委員会は条約の主旨説明者としてモック（社会党）、国防委員会はケニグ将軍（ゴーリスト）を選出した。この二人は EDC の強い反対者として知られていた。
- (11) 議定書は *Documents on International Affairs*. 1953. pp. 213~18. この解釈がフランスと西ドイツで大きくくい違ったことがまた問題となった。
- (12) *L'Anné Politique*. 1953. p. 606.
- (13) 法律家であるダレスはザール問題と EDC 条約批准がどのように関係するのなかなか理解出来なかった。
- (14) *L'Anné Politique* 1953. p. 606.
- (15) すなわちザール問題は最後まで未解決、EDC 諸国内での条件は部分的解決（最重要のものは最後まで未解決）、米英の保証については、イギリスとは後に条約を結ぶがフランスを満足させず、アメリカの保証はほとんど不可能であった。
- (16) *L'Anné Politique*. 1953. p. 346.
- (17) 「シュレーマンや他の MRP 党員ほどには熱狂的な「ヨーロッパ人」ではないビドーは、明らかにそのとき当分の間は何もせず、次のロシア（またはイギリス）の動きを待とうと心に決めていたのであった。彼の本能はこの場合正しかった。」
(ワース、野口、高坂訳 *フランス現代史*、II、二二四頁)

- (18) *Survey of International Affairs*. 1953. p. 20.
- (19) 最初この三カ国会議は六月中旬バーミューダで行なわれることになっていたが、チャーチルの健康のために延期されることが六月二七日に発表された。そのかわりの三国外相会議が七月十日ワシントンで開催されることになった。バーミューダ会議は後の十二月に開催された。
- (20) *Documents on International Affairs*. 1953. pp. 66～71.
- (21) *L'Anné Politique*. 1953. p. 368. フランスにおいてはルネ・マイエル内閣は五月二一日(バーミューダ会議発表の日)に倒れた。組閣をめぐって長い混乱が続ぎ、ラニエル内閣が成立したのは六月二四日であった。この内閣に対しては共産党と社会党が野党となった他はすべての党が与党となった。EDCに真反対の立場をとるゴーリストの党(RPFとARS)とMRP(人民共和派)が与党となったのはEDCに関してはまさに呉越同舟の観があった。要するにラニエル内閣は外交政策については何もしないことを条件として信任されたといってもよい。
- (22) コミュニケは *Documents on International Affairs* 1953. pp. 73～77.
- (23) *Ibid.*, pp. 95～97.
- (24) *L'Anné Politique* 1953. pp. 445～6.
- (25) *Documents on International Affairs*. 1953. pp. 110～1.
- (26) *L'Anné Politique*. 1953. p. 452 及び p. 453.
- (27) *Ulam. op. cit.*, p. 549.
- (28) フランス人のEDCに対する意見。

一九五四年七月 同年八月と九月

賛成	十九%	十五%
やや賛成	十七%	十七%
反対	十一%	十二%
やや反対	二〇%	二一%
意見なし	三三%	三五%

(Lerner and Aron. op. cit., p. 87)

(29) フランス議会におけるヨーロッパ問題に関する議決の結果は次のごとくである。

賛成 反対

NATO (一九四九年七月)	三九五票	一八九票
プレバン・プラン (五〇年十月)	三四五	二二五
シューマン・プラン (五一年十二月)	三七六	二四〇
EDC問題 (五二年二月)	三二七	二八九
EDC問題 (五三年十一月)	二七五	二四四 (ゴーリスト約一〇〇棄権)
EDC条約 (五四年八月)	二六四	三一九

四 あとがき

EDCは戦後の冷戦の落し子であり、より直接的には朝鮮戦争の緊張下で出現し、結局は冷戦構造の変化のきざしの中で具体化することなく終わった。EDCは西ドイツの再軍備を引き起こしたために東側は強く警戒し、さらにいわゆるドイツ問題が必然的に持ち上がった。西側ブロック内では仏独の角逐という過ぎ去ったように思われた問題が根強く再生した。そこから大陸とイギリスさらにヨーロッパとアメリカとの間の協調と不一致の関係が浮かび上がって来た。

一般に東西対立の水表の下での西側内の対立はあまり認識されないかもしれない。だが戦後の西側諸国とくにヨーロッパ諸国の利害対立が取るに足らないものであったといえるであろうか。EDC問題の期間中に時として現われる「ファッショダ」「第二のベルサイユ」「ラパロ」などという言葉はヨーロッパ列強の往時をほうふつとさせるものがあった。だがこれらの言葉がとり返しのつかない行動にまで押し流されることにならなかったのも事実である。このことを東西対立、西側から見ればソ連の脅威ということの説明出来る部分がたしかにある。そしてこの説明はブロック内の対立とブロック間の対立の関係という問題を必然的に提起する。

このブロック内対立とブロック間対立のダイナミックスはどのようなものであろうか。この関係を一応次のような仮説が成立するものとしてみる。すなわち「ある範囲内ではブロック間対立が大きくなるとブロック内対立は小さくなる。」ここで「ある範囲内」とは「冷戦構造が変化しないかぎり」ということである。

冷戦構造を一応、体制の異なる国家間の対立が同じ体制の国家ブロック間の対立を形成するプロセスにおいて成立した

ものと考ええる。したがってブロック成立前の同じ体制の国家間の対立は、ブロック成立後にはブロック間対立へと転位したわけである。このことはブロック成立後のある期間ブロック内対立がそれほど目立たなかったように見えた理由を説明する。ブロック内対立を小さくするためにはブロック間対立を大きくすればよい。ここからアメリカが西側ブロック内対立を小さくするために東側の意図と能力を過大評価したのではないかという推測が出てくる。^①同じようにフランス政府や西ドイツ政府は国内目的のためにソ連の脅威について語った。

西側諸国はNATOやEDCなどの軍事機構をつねにその防衛的性格ということで正当化しようとした。このことは西側はソ連への侵略の意図を持たないが、ソ連は侵略の意図を持っているという前提を意味する。そして東側は逆の方向に全く同じことを考えた。これが冷戦構造における精神構造であった。

ソ連は西側に対して冷戦の原因となるような行動を全くとらなかったとはもちろんいえない。だがそうであるにしても西側のリーダーとしてのアメリカはブロック間対立の増大がブロック内対立を減少させるといふ利益を引き出しえた。さらにより本質的なことは西側諸国においては正当な政治勢力を合法的に駆逐しあるいはその行動を効果的に抑制しえたことである。ソ連もブロック内の対立は小さくする必要があった。しかしソ連はブロック間対立をこれに利用する必要はアメリカより少なかったのではないか。なぜならソ連はアメリカのいういわゆる「専制国家」であり、ブロック間対立のようないわば「間接的」方法でしかブロック内対立を操作出来ないわけではなかったと思われるからである。このような関係を一応図に示してみよう。^②図からわかるようにブロック間対立とブロック内対立との関係を示す曲線は東西それぞれのブロックで異なる。すなわちブロック間対立が同じ点ではブロック内対立の大きさは西側の方が大きい。その理由は東側の方がソ連の他の諸国に対するコントロールが強く機能しうるからである。このことは西側はソ連を非

難するかぎりは認めているわけである。

そこで両ブロックで内部分裂が生ずる点をdとすると、その時のブロック間対立の強さは東側ではOEであり西側ではOWである。したがってEW間では東では内部分裂が生じないが西では生ずる。したがって西ブロックでは分裂をさけるためにはブロック間対立をOWより強くする必要がある。一方東はOW以内でも内部分裂が生じないので、対立増大より生ずるコストを低くするためにも、EW間なるべく点Eにブロック間対立を近づけようとする。これは冷戦期とくにEDCが問題となっていた時期に、ソ連がブロック間対立の増大にある種の困惑を示し、EDCの成立を妨げるためにかなり柔軟な外交政策や譲歩と思える政策を示したことにより証明されるだろう。西側はこのソ連の外交政策を西側を分裂させるものとして警戒したのである。たしかにこの警戒はリアリティのないものではなかったのである。西側はOWよりブロック間対立が強くないと分裂する。しかし東の方も本気ですなわち西側の分裂のみを目的としてではなく、ブロック間対立がOWより強くなるのをさけようとしたといえる。自己のブロックの分裂をさけるためにアメリカが東側の脅威を強調する必要があった反面、東側はそうしなくてもブロック内の統一を十分保持出来る余地があったのではないかと考えられる。

かくてアメリカは東西対立を強く言う必要があったし、「言うこと」と現実が離れる場合後者を前者に近づけることになった。東西対立の原因がどこにあるのかという複数解を生ずる論議は別にして、一旦ブロック間対立が生じるとその対立を強くしようとする要素はアメリカ側により強くあったといえないか。

フランス政府はアメリカに低抗したとしても、独自に直接対東側外交を行なうことは冷戦構造においては不可能だった。これはフランスにとっては与件であった。そして権力外にあるドゴールのような人がソ連との同盟について語りえ

た。^③この様にフランスには冷戦構造自体を変化させようという発想がありえた。これはフランスの外交政策へのアメリカの拘束が、フランスにとってはかなりきつかったことを示すものである。

この冷戦構造は一九五三年ごろから変化のきざしを示しだした。二つの事実がこれを象徴した。一つは仏独の根強い対立の再現である。他の一つは西側ブロック内の有力な国（イギリス）がアメリカの意図をこえて、東側との話し合いを提案したことである。EDCをめぐる仏独の対立は冷戦のパターンではコントロール出来ない性質のものであった。又東側との話し合いはブロック間の対立が小さくなくても西側ブロック内の協調をそこなうものではないという認識があつてこそ可能であつた。

EDCがあつては仏独の対立は解消出来ない以上、EDCを取り除くことにより両国は一応和解したのである。これは結果として冷戦構造をくづすことを助けることになった。これに有効に作用したのが第二の事実すなわち西側ブロック内のリーダーシップの低下である。チャーチルの四カ国首脳会談の提案はアメリカのリーダーシップ低下の前兆であつた。^④チャーチルの冷戦についての認識はアメリカよりもソ連に近かつたといえる。アメリカがイギリスに歩み寄ることにより、ブロック間対立は増大せずむしろ緩和しはじめたことは明らかに冷戦構造の変化を示している。

ダレスのEDC条約批准についてのフランスへの圧力は、その言葉の強さとは逆にその効力を失つていったのである。フランス政府はブロック間対立を背景にその時までにはNATO、プレバン・プラン、シューマン・プラン等を成立させてきていた。したがつて国際関係のデタントがなかったならばEDC条約も批准されていたかも知れない。

スターリンの死、朝鮮休戦、東西話し合いの気運などはソ連の脅威を小さくしたことは争えない事実である。それと平行して西側ブロック内の諸国はアメリカに対する発言力を増した。EDCがソ連の脅威に対する最小の悪という考え

の強かったフランスにおいて、EDCを受け入れる傾向がより少なくなったのは当然であった。

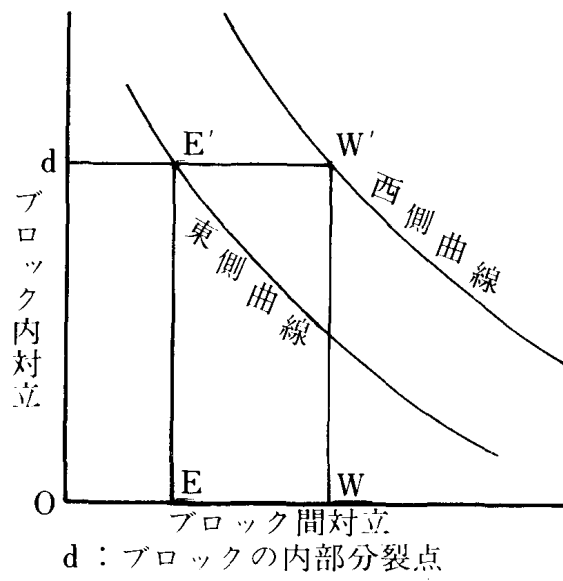
フランスの外交行動は冷戦構造のきつかった時期には、ブロック間対立から来るアメリカの圧力と仏独対立というブロック内の要素とによってほとんどマヒしていた。冷戦の危機的状況下で仏独対立という伝統的対立のバネが強いきいたからである。このバネはブロック間対立の増大により限界まで圧縮されたが、アメリカの考えたように消滅しなくて、逆にエネルギーを蓄積してはねかえり、仏独間あるいは西側の結束を危機に追い込んだ。したがって西側はブロック間対立でブロック内対立を操作している冷戦構造の変化という問題に直面した。ここに東西の話し合いという糸口によって冷戦構造を緩和する内部論理が生まれたのである。このチャンスをとらえたのがチャーチルの東西話し合いの提案である。

フランスが恐れたドイツ再軍備は冷戦構造そのものに原因があった。ソ連との敵対性が大きければ、フランスのドイツ再軍備に対する脅威と警戒が霧散するというものではなかった。むしろフランスはソ連と独自の外交関係を保持出来ることが対ドイツ関係において有利な立場に立ちえることなのである。このことからフランスはアメリカの冷戦外交に同調出来なかった。フランスにとって不必要な冷戦の強化は不必要な対ドイツ恐怖を生み、失なう必要のないドイツ有効政策の基盤をうばってしまったといえる。

EDC条約否決前後から冷戦のパターンは変化しはじめた。それ以後ブロック内の対立がブロック間の対立と関係なく発生したり、ブロック内の対立がブロック間の対立より大きくなる可能性や、両方の対立が同時に生じる契機も生じた。

EDC問題はまさにこれらの可能性の包芽状態において現われた一つの国際関係であったといえる。

- (1) この推測が真であるか否かは検証の問題である。ちなみに一九五一年頃、ソ連はいかなる攻撃の意図も持っていなかった、という駐ソ米大使カークその他の人の意見がある。(D. N. Pritt, *The Labour Government, 1945* ~ 51, 1963. p. 404)
- (2)



- (3) L'Anne Politique. 1953. p. 424.
- (4) このチャールズの提案をフランス議会の外交委員会は満場一致で支持した。一方アメリカ人はイギリスのイニシアチブの奪還と考えた。